

「令和7年度 第3回 人と動物との共生推進よこはま協議会」会議録

日 時	令和8年3月9日（月）午後2時00分から午後3時00分まで	
開催場所	横浜市役所 18階 共用会議室なみき2～5	
出席者	溝呂木啓之、伊東綾子、大久保芳樹、田中数馬、加藤精二、青木敦子（オンライン）、中畑嗣也、木下真梨子、須田純子（順不同）	
欠席者	伊藤琢也、赤澤暁昌、植竹勝治	
開催形態	公開（傍聴者0名）	
議 題	1 令和8年度横浜市動物愛護管理業務計画（案）について 2 令和8年度横浜市動物適正飼育推進員の研修計画（案）について	
決定事項	議題1 令和8年度横浜市動物愛護管理業務計画を案に沿って実施すること。 議題2 令和8年度横浜市動物適正飼育推進員の研修計画を案に沿って実施すること。	
資 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次第</li> <li>・ 令和8年度横浜市動物愛護管理業務計画（案）（資料1）</li> <li>・ 令和8年度横浜市動物適正飼育推進員の研修計画（案）（資料2）</li> <li>・ 第11期 横浜市動物適正飼育推進員アンケート結果（資料2-2）</li> <li>・ 「横浜市動物愛護基金」の創設について（資料3）</li> <li>・ 「災害時のペット対策ガイドライン」冊子の改訂について（資料4）</li> <li>・ 猫の不妊去勢手術及びマイクロチップ装着推進事業について（資料5）</li> <li>・ 第11期動物適正飼育推進員委嘱式及び第11期 第1回（令和7年度 第3回）推進員研修結果について（資料6-1）</li> <li>・ 第11期 第2回（令和7年度 第4回）推進員研修結果について（資料6-2）</li> </ul>	
議 事	議題1 令和8年度横浜市動物愛護管理業務計画（案）について	
	事務局	資料1について説明。 （質疑・意見）
	田中委員	1ページに、『令和7年3月に策定された新たな「横浜市地震防災戦略」に基づき、ペットの同行・同室避難の環境整備を進める』とあるが、今年度実施した同室避難モデル事業は継続するのか。現場から継続しないのではないかと心配の声が上がっている。
	事務局	次年度も引き続き実施する。1年だけでは地域防災拠点の皆様が最終的な結論を出すところに至っていないところもある。同室避難場所の設定を希望する拠点については支援を続けていきたいと考えている。

田中委員 事務局	2ページに、地域防災拠点の参考情報を掲載しているが、拠点数 459 箇所と記載したほうがよい。 全拠点数が分かるように記載する。  議題 1 について承認。
議題 2 令和 8 年度横浜市動物適正飼育推進員の研修計画（案）について	
事務局	資料 2 について説明。  議題 2 について承認。
事務局からの報告	
報告 1 「横浜市動物愛護基金」の創設について（資料 3） 報告 2 「災害時のペット対策ガイドライン」冊子の改訂について（資料 4） 報告 3 猫の不妊去勢手術及びマイクロチップ装着推進事業について（資料 5） 報告 4 令和 7 年度 横浜市動物適正飼育推進員研修の実施報告（資料 6）	
事務局  加藤 事務局  加藤 事務局  伊東 事務局 中畑 事務局  中畑 事務局	資料 3 から資料 6 までについて説明。 （質疑・意見） ○報告 1 について 寄付の窓口はどこになるのか。 ふるさと納税の返戻金なしというような取り扱いになる。横浜市が委託している「ふるさと生活」というサイトに情報を掲載する。動物愛護センターのホームページにも案内リンクを掲載する。ホームページは現在作成中である。完成したら協議会でも紹介する。 今あちこちで寄付を募っているが、寄付の目的を「動物愛護」という曖昧な表現にするよりも、明確に具体的にしたほうが寄付しやすいと思う。 寄付の具体的な使い道については、ホームページなどでも紹介していきたいと考えている。また、司法書士会など関係団体へ遺贈についての話を通したり、市内スポーツチームの選手から寄付の申し出をいただいたりしている。今後はイベント等でも、どのような目的で寄付をお願いしているのかをしっかりとアピールし、広報をさらに強化していきたい。 遺贈は金額が大きく決断するために何かファクターが必要だと思う。 遺贈をする方は強い思いで寄付をいただくという認識も含め、十分に紹介し、気持ちよく寄付いただけるように市の取組を発信していきたい。 4月から施行とのことだが、第 1 回市会定例会で承認を得られたということか。現在審議が行われているところである。 寄付金はいわゆるふるさと納税か。 ふるさと納税の制度であるが、返礼品なしの自治体への寄付となる。寄付いただいた方に何らかの証明や気持ちを示すものを検討したい。 ふるさと生活のサイトを見た。よく見るふるさと納税のサイトには掲載されないのか。周知が難しいのではないか。 返礼品に期待してというのではなく、あくまでも動物愛護に思いのある方からの寄付をいただくということになる。広報については検討していかないとい

		けないと考えている。スポーツチームの方との連携や横浜のことを応援していただいている有名な方もいるので、力をいただきながら積極的に広報していきたい。また、遺贈の面では、司法書士会や弁護士会なども含めて直接アプローチをして広報をしっかりしていきたい。
青木		遺贈について、動物愛護団体の遺贈については弁護士会にもよく話ができる。司法書士会もということは不動産もあるのか。現金や有価証券だけなのか。具体的にになっていれようかがいたい。
事務局		基本的には現金だけを想定している。
青木		弁護士会で協力できるのであれば神奈川県弁護士会でも協力できるかもしれないので言ってほしい。
事務局		ありがとうございます。
		○報告2について
田中		「災害時のペット対策ガイドライン」は、非常にコンパクトで、これは使いやすくなったと思う。環境省の「人とペットの災害対策ガイドライン」の改定が今月発行される予定になっていると思うが、その内容を反映するか。ペットの定義に爬虫類が追加され、同伴避難が避難所等での飼育環境に応じて類型化された。
事務局		環境省のガイドラインが発行されたら、内容を確認のうえ今後検討する。
	その他	
		(質疑・意見)
事務局		イエローチョークについて、令和8年度に試行実施したいと考えている。他都市で7割減ったという報告もある。
加藤		個人で行うのか。
事務局		個人でと考えている。ふんプレートでも効果がない場合などに行うことを考えている。他都市で上手くいっていても横浜市で上手くいくとも限らないので小さいところからやっていきたい。
		個人から区役所に個別相談して対応する中で、従来の方法で解決しないケースについてモデル的に実施していきたい。
伊東		自宅近くの路上に白いチョークでしるしされてる箇所があった。しばらくするといつの間にか分もしるしもなくなっていたので効果があったのではないかと思う。
事務局		周辺への説明も重要だと考えている。
木下		自分自身も自宅付近で困っていて区生活衛生課に相談したところである。監視カメラがある旨を掲示し、ふんプレートも掲示しているが効果がない。私がやりたくても居住区の区役所が判断しないと実施はできないのか。
事務局		アスファルトに書くことになるので、区に相談する中でどう対応するかになる。
田中		自宅の近所でもチョークのしるしがあるが、今の話を聞くと、土木事務所に相談しないと違反になるということか。
事務局		みだりに実施すると道交法違反になる可能性があるので、区役所等に相談しての対応となる。
加藤		最近ペットシートで尿を吸い取るというのものもある。尿の対策もできるといいと

	事務局	思っている。 尿については、他都市でも難しいようだ。水分は尿なのか飲み物をこぼしたのか分からなかったりする。
	閉会	